第二十二条の二十八中「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十四の二第一項」に改める。

第二十二条の二十九の見出し中「雇用者」を「特定の地域において雇用者」に改め、同条第一項中「第三十九条の四十五の三第一項」を「第三十九条の四十五の二第一項」に、「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の二第一項」に、「及び第三項」を「から第四項まで」に、「第六十八条の十五の三第七項」を「第六十八条の十五の二第七項」に改め、同条第五項中「第三十九条の四十五の三第十九項」を「第三十九条の四十五の二第二十項」に、「第二項」を「第三項」に、「第三項に」を「第四項に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六十八条の十五の三第七項」を「第六十八条の十五の二第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十九条の四十五の三第七項」を「第三十九条の四十五の二第八項」に、「第六十八条の十五の二第三項」を「第六十八条の十五の二第五項第十一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十九条の四十五の三第六項」を「第三十九条の四十五の二第七項」に、「第六十八条の十五の三第二項」を「第六十八条の十五の二第二項」に、「第六十八条の十五の三第五項第五号」を「第六十八条の十五の二第五項第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第三十九条の四十五の二第六項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該連結親法人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該適用に係る連結法人の雇用促進計画の達成状況のうち施行令第三十九条の四十五の二第六項第一号に規定する特定地域事業所に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

第二十二条の三十一中「第三十九条の四十六第十一項」を「第三十九条の四十六第十四項」に改め、同条第二号中「第三十九条の四十六第二項」を「第三十九条の四十六第五項」に改める。

第二十二条の三十三から第二十二条の三十六まで　削除

第二十二条の三十八中「第三十九条の六十第一項から第四項まで」を「第三十九条の六十第二項から第五項まで」に改める。

第二十二条の四十五第一項中「他の法人」の下に「及び外国政府」を加え、同条第五項中「第三十九条の七十二第六項」を「第三十九条の七十二第七項」に改める。

第二十二条の四十九を次のように改める。

第二十二条の四十九　削除

第二十二条の五十九第六項中「又は長期の資金の貸付け」及び「又は施行令第三十九条の八十八第九項第一号に規定する長期の資金の貸付け」を削る。

第二十二条の六十三第八号イ中「市町村長（この下に「特別区の区長を含むものとし、」を加え、「（以下この号において「指定都市」という。）の長を除く。）又は特別区若しくは指定都市の区の区長」を「にあつては、区長又は総合区長とする。）」に改める。

第二十二条の六十四第三項中「第三十九条の百第七項」を「第三十九条の百第十二項」に改める。

第二十二条の六十五第二項第一号中「第十七条第二項」を「第十条第二項」に改める。

第二十二条の七十四第一項第一号ロ中「第六十八条の八十八第六項」を「第六十八条の八十八第一項」に、「同条第一項」を「同項」に改め、「おそれをいう」の下に「。ロにおいて同じ」を、「事項」の下に「当該連結法人又は当該国外関連者の事業再編（合併、分割、事業の譲渡、事業上の重要な資産の譲渡その他の事由による事業の構造の変更をいう。ロにおいて同じ。）により当該国外関連取引において当該連結法人若しくは当該国外関連者が果たす機能又は当該国外関連取引において当該連結法人若しくは当該国外関連者が負担するリスクに変更があつた場合には、その事業再編の内容並びにその機能及びリスクの変更の内容を含む。）」を加え、同号ハ中「第六十八条の八十八第六項」を「第六十八条の八十八第一項」に改め、同号ホ中「第六十八条の八十八第六項」を「第六十八条の八十八第一項」に改め、「支払う対価の額」の下に「の明細、当該支払を受ける対価の額又は当該支払う対価の額」を、「書類」の下に「並びに当該支払を受ける対価の額又は当該支払う対価の額に係る独立企業間価格（同項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。）の算定の方法及び当該国外関連取引（当該国外関連取引と密接に関連する他の取引を含む。）に関する事項についての我が国以外の国又は地域の権限ある当局による確認がある場合（同項の連結法人が連結親法人である場合には当該連結親法人の納税地を所轄する国税局長又は税務署長による確認がある場合を除き、同項の連結法人が連結子法人である場合には当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の納税地を所轄する国税局長又は税務署長による確認がある場合を除く。）における当該確認の内容を記載した書類」を加え、同号ヘ中「第六十八条の八十八第六項」を「第六十八条の八十八第一項」に改め、「明細」の下に「並びに当該損益の額の計算の過程」を加え、同号ト中「ついて行われた」を「係る」に改め、「分析」の下に「（当該市場の特性が当該国外関連取引に係る対価の額又は損益の額に与える影響に関する分析を含む。）」を加え、同号チ中「第六十八条の八十八第六項」を「第六十八条の八十八第一項」に、「事業の方針」を「事業の内容、事業の方針及び組織の系統」に改め、同号リ中「その内容」を「その取引の内容並びにその取引が当該国外関連取引と密接に関連する事情」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八第六項」を「第六十八条の八十八第一項」に改め、「（同条第一項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同号イ中「方法」の下に「、その選定に係る重要な前提条件」を加え、同条第三項中「第六十八条の八十八第十六項に」を「第六十八条の八十八第二十項に」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「第六十八条の八十八第十六項」を「第六十八条の八十八第二十項」に改め、同項第六号中「第六十八条の八十八第二十項」に、「当該連結子法人に係る国外関連者の本店若しくは主たる事務所の所在する国」を「我が国以外の国若しくは地域」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「第六十八条の八十八第十五項に」を「第六十八条の八十八第十九項に」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「第六十八条の八十八第十五項」を「第六十八条の八十八第十九項」に改め、同項第五号中「同条第十五項」を「同条第十九項」に改め、同項第六号中「第六十八条の八十八第十五項」を「第六十八条の八十八第十九項」に、「当該連結親法人に係る国外関連者若しくは同項の連結子法人に係る国外関連者の本店若しくは主たる事務所の所在する国」を「我が国以外の国若しくは地域」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　法第六十八条の八十八第六項の連結法人は、前項各号に掲げる書類を整理し、起算日から七年間（連結欠損金額が生じた連結事業年度に係る当該書類にあつては、十年間）、当該書類を納税地（当該連結法人が連結子法人である場合には、その本店又は主たる事務所の所在地）又は当該連結法人の国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下この項において「納税地等」という。）に保存しなければならない。この場合において、当該書類のうち納税地等に保存することを困難とする相当の理由があると認められるものについては、当該書類の写しを納税地等に保存していることをもつて当該書類を納税地等に保存しているものとみなす。

3　前項に規定する起算日とは、法第六十八条の八十八第六項の規定により第一項各号に掲げる書類を作成し、又は取得すべきこととされる連結事業年度の法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限の翌日をいう。

4　法第六十八条の八十八第七項第二号に規定する財務省令で定める資産は、無形固定資産その他の無形資産とする。

5　法第六十八条の八十八第八項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類は、第一項各号に掲げる書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第八項に規定する同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定する場合に重要と認められる書類とする。